

令和6年度 厚岸町特産品等開発支援補助金

～申請の手引き～

厚岸町では新たな特産品の開発及び商品化に取り組む人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

この補助金の交付を希望する場合は、『厚岸町特産品等開発支援補助金交付規則』と、この『申請の手引き』に基づいて、申請の手続きを行ってください。

【 申請先・お問い合わせ先 】

厚岸町観光商工課商工雇用係

〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

TEL：(0153) 52-3131

FAX：(0153) 52-3138

E-mail：kankousyokou@akkeshi-town.jp

1. 交付対象者

以下の要件をすべて満たす人が補助金の交付を受けることができます

■厚岸町に住所又は事業所を有する

個人（個人事業主含む）・法人・団体（任意団体は規約があること）であること

■町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、ごみ処理手数料、町営住宅の家賃、水道料金、下水道使用料、公共下水道受益者負担金の滞納が無いこと

■厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと

2. 補助対象

■厚岸町内の農林水産物等の地域資源を活用または商品の形状等により厚岸町をイメージしたもので、厚岸町の魅力発信に結びつく特産品（＝地域特産品）を新たに開発し、商品化する事業

※ 商品化になるものが補助対象（試作等の事業完成後に交付申請）

■同一事業者につき、年度内1回限り補助

3. 補助対象経費

区分	経費の内容
(1) 地域特産品の開発に要する経費	専門家等への謝礼金及び旅費、試作に必要な原材料費、通信運搬費、技術コンサルタント料、品質・成分等分析手数料、試作品の外注加工費、消耗品費、試作品又は地域特産品の製造に直接使用する機械装置等の購入又は賃借料（既存機械装置等の単純更新は対象外）、その他地域特産品の開発に必要な経費
(2) 地域特産品の包装等の開発に要する経費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン製作委託料、その他地域特産品の包装等の製作に必要な経費

(3) 地域特産品の販路開拓・PRに要する経費	チラシ等の印刷費、消耗品費、旅費、通信運搬費、広告宣伝費、その他地域特産品の販路開拓及びPRに必要な経費
-------------------------	--

4. 交付する補助金の額

- 補助対象経費に要する経費の $2/3$ （千円未満切り捨て）以内
- 100万円を限度とします

<計算例1>

特産品等開発経費：2,000,000円の場合

$$2,000,000円 \times 2/3 = 1,333,333円$$

上限額が1,000,000円のため、

補助金交付額は1,000,000円

<計算例2>

特産品等開発経費：650,000円の場合

$$650,000円 \times 2/3 = 433,333円$$

1,000円未満の端数は切り捨てるため、

補助金交付額は433,000円

5. 申請手続き

- 商品開発の着手前・計画承認申請前に、観光商工課商工雇用係へ事前に相談してください
- 計画承認申請書（別記様式第1号）と下記に記載している添付書類を提出
※ チェックシートを要確認！

<計画承認申請書の添付資料>

- (1) 地域特産品開発計画書
- (2) 公納金納入状況調査同意書
- (3) 誓約書
- (4) 開発に要する経費の見積書の写し
- (5) （任意団体の場合）規約と構成員名簿

6. 計画の承認（不承認）

■計画承認申請書提出後、審査会で審査を行います

■審査会后、特産品等開発計画承認（不承認）通知書を送付します

7. 特産品等の開発

■特産品等開発計画承認通知書受領後、開発を実施してください

※必ず、特産品開発計画承認を受けてから開発を実施してください！

■計画を中止する場合は、計画中止届出書（別記様式第3号）を提出

8. 実施報告書の提出

■補助金交付申請書（別記様式第4号）と下記に記載している資料を添付して提出

※特産品等開発計画承認後、令和7年3月19日（水）までに提出

※チェックシートを要確認！

＜計画承認申請書の添付資料＞

- （1）開発に要した経費の請求書または領収書の写し
- （2）開発した商品の写真（食品表示ラベル含む）
- （3）（設備導入がある場合）導入した設備の写真
- （4）パッケージデザイン、PR活動の実態がわかる写真など

9. 交付する補助金の確定及び支払い

■町は、補助金交付申請書受領後、その内容を審査し、補助金の交付決定通知を送付、指定された口座へ振込を行います

10. 交付決定の取消、補助金の返還

■ 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消、又は補助金の全部又は一部を返還していただきます

- ・ 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- ・ 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき

11. その他

■ 想定する特産品開発

- ・ カキ、コンブ等の海産加工食品 ・ カキ殻を利用した小物等
- ・ 乳製品、乳飲料 ・ 牛肉加工食品 ・ エゾシカ製品（肉、角、革）
- ・ 和洋菓子（厚岸ウイスキーや乳製品を活用）
- ・ 木工品（地場品ナラ材のコースター等）

補助金交付手続きの流れ

厚岸町 （観光商工課商工雇用係）	申請者または代理人	備考
<pre>graph TD; A[計画承認申請書
(様式第1号)] --> B[受付]; B --> C[審査会の実施]; C --> D[開発計画承認通知
(様式第2号)]; D --> E[受領]; E --> F[特産品開発の実施]; F --> G[特産品開発の完了]; G --> H[補助金交付申請書
(様式第1号)]; H --> I[受付]; I --> J[補助金交付決定通知書
(様式第5号)]; J --> K[受領]; K --> L[補助金受領]</pre>		※商品開発・申請前に事前に相談してください ※中止の場合は、計画中止届出書（様式第3号）を提出してください。 ※補助金交付申請書は、開発完了後、令和7年3月19日（水）までに提出してください。